

## 第12回 八幡人権・交流センターまつり

広げよう! 仲間のわ つくろう! 人権のわ

2023年3月4日 土

時間 / 10:00~ 16:00

会場 / 八幡人権・交流センター

入場無料  
※事前申込要

### 2階大ホールのイベント

1部

#### オープニングイベント

◎10:00~ (開場 9:30)

- ◆南ヶ丘保育園・南ヶ丘第二保育園の園児によるたいこ演奏
- ◆コメディーパーフォーマンス

揚野 バンリさんによるパフォーマンス



2部

#### 記念講演

◎13:30~ (開場 13:00)

- ◆木山 裕策さんによるトーク&歌

「ガンが教えてくれたこと  
~自分に向き合ってみつけた夢~」

「帰ろうかもう帰ろうよ~」

誰もが一度は耳にし、思わず郷愁にふけてしまう「home」  
様々な経験により醸成された魂の歌。



○定員 各部 100名 入場無料 ※事前申込要

○申込み ①八幡人権・交流センター窓口 ②電話 981-3127 ③ホームページの申込フォーム  
のいずれかでお申込みください。

※手話通訳・要約筆記が必要な方は、2月22日(水)までにお申込みください。



### その他の会場のイベント

#### ♥作品展示&活動紹介等

##### 1階 会議室

子育て支援センター  
南ヶ丘児童センター  
南ヶ丘老人の家  
八幡人権・交流センター  
有都交流センター

##### 2階 大ホール

南ヶ丘保育園  
南ヶ丘第二保育園  
中央小学校 男山中学校  
京都八幡高等学校  
八幡支援学校

#### ♥模擬店

駐車場 (開場 10:00~)

焼きそば・フランクフルト・  
きなこパン・フライドポテト他  
(すべて持ち帰りのみ)

#### ♥バザー

1階 和室 (開場 10:30~)

※模擬店・バザーは、品物がなくなり次第終了します。内容は都合により変更する場合があります。

主催・お問合せ 八幡人権・交流センター (人権政策課) 電話 981-3127

# 令和4年度 八幡市の人権啓発事業等紹介

※場所の表記がないものは、  
八幡人権・交流センターが会場です。



## 人権啓発事業

人権問題に対する正しい認識と理解を深めることを目的に、人権啓発講演会や街頭啓発、人権文化セミナー等、さまざまな人権啓発活動を行いました。

### <街頭啓発> (京阪石清水八幡宮駅前)

8月 8月人権強調週間 開催中止  
12/5(月) 人権週間(12/4~10)

京都人権啓発推進会議の構成団体である京都府をはじめ、人権擁護委員やJA、社会福祉協議会等と共同で早朝街頭啓発を実施しました。



### <じんけん啓発講演会> (八幡市文化センター)

11/29(火) 「ヤングケアラーについて知ろう  
～SOSに気づくために～」  
講師：松岡園子さん(元ヤングケアラー当事者)

元ヤングケアラー当事者である松岡さんに、ヤングケアラーについてご講演いただきました。

近年話題となっている「ヤングケアラー」について、講演を聞く前は知らなかったという参加者も多いなか、自らの経験に基づいた講演内容はイメージがしやすく分かりやすいと大変好評でした。また、当事者である子どもたちに対し、今後サポートをしていかなければならないという意識を持つきっかけとなったとの声も多数ありました。

### <人権文化セミナー>

5/28(土) [人権学習総合講座開講式]  
講演会「人を傷つけない本当の笑い」 講師：笑福亭鶴笑さん

古典的な落語はもちろんの事、近代的な落語にも挑戦されており、中でも子供からお年寄りまで楽しめるSDGsを取り入れた創作落語「環境ハカイダー」を全身で演じあげる姿に会場の皆さんは虜になっていました。



NPO法人「国境なき芸能団」の活動DVDでは、言葉が通じなくても身振り手振りで子供や様々な事情で元気のない人も笑顔になり、皿回しなどの日本の伝統芸能を披露し人々の心を魅了したお話などをしていただきました。

9/17(土) ◇平和のつどい

- 第1部 平和大使報告会
- 第2部 映画上映「夕凧の街 桜の国」  
出演：田中麗奈 麻生久美子 ほか



第1部は、広島を訪れた平和大使が報告を行い、現在の世界情勢も踏まえたうえで、「自分は平和のためにどう行動していくか」という思いが感じられる発表でした。

第2部の映画「夕凧の街 桜の国」は、原爆投下後の広島の人々の苦しみや苦悩を描き、その中でも未来に向けて逞しく生きていく登場人物に心打たれる内容で、戦争で負う傷の深さと平和に向けて生きていく大切さについて深く考えさせられる作品でした。

12/3(土) ◇八幡人権フェスタ2022

- 第1部 トーク&歌、映画上映「SING/シング:ネクストステージ」
- 第2部 八幡市小・中学生人権啓発ポスターコンクール表彰式  
講演会 「本当は恐ろしかった江戸時代～  
身分や男女の差別は厳格に・環境重視も嘘」  
講師：八幡和郎さん(徳島文理大学教授)

3/4(土) ◇八幡人権・交流センターまつり

[広げよう! 仲間のわ つくろう! 人権のわ]

人権学習総合講座・デイサービスの作品展示、模擬店、バザー 他

- 第1部 保育園児のたいこ演奏、コメディパフォーマンス
- 第2部 トーク&歌 講師：木山裕策さん(シンガー)

※イベント内容については、表紙ページをご覧ください。



## 男女共同参画推進事業

男性も女性も、お互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した取り組みとして、講座や街頭啓発を行いました。

### <男女共同参画社会リーダー養成講座>

7/4(月) 「LGBT～セクシュアルマイノリティについて～」  
講師：桜井秀人さん  
(一社)glitter 代表理事 LGBTプライダルプランナー

セクシュアルマイノリティについて性別の分け方や言葉の意味など、初歩からお話いただきました。

日本では現在でも、漫画に差別用語や、悪いもの、気持ちの悪いものとしてとらえた表現があり、子どもは差別とは気づかずに言葉を使用しています。「普通～やる。」と何気なく言ってしまうですが、自分にとっての「普通」が、他人にとっても「普通」とは限らないということを改めて認識し、多様性を認める社会の重要性を再確認できました。

### <男女共同参画社会啓発講座>

10/20(木) 「健康と生きがいに役立つ笑いの力」  
講師：田久朋寛さん(大道芸人 たつきゅうさん)  
人生100年時代を男女がお互いに尊重して、元気に暮らすためにも笑いは重要です。多様性を認め、男女が共に協力していく社会における笑いの力を実感しました。

### <女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12-25)>

11/12(土)～24(木) 【パープル・ライトアップ】  
女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、全国各地のタワーや商業施設などを紫色にライトアップする取り組みを、市では、さくらであい館の展望塔にて、期間中の午後5時～8時の時間で実施しました。



11/11(金) 【街頭啓発】(京阪石清水八幡宮駅前)  
八幡市女性団体連絡協議会とともに、早朝街頭啓発を行いました。

11/25(金) 【啓発講座】  
「伝えていますか?自分の気持ち」  
～アサーティブなコミュニケーション～  
講師：寺地典子さん(特定非営利活動法人アサーティブジャパン認定講師)

### <第23回やわた男女共同参画のーぷフェスティバル>

2/4(土) 【心揺さぶる家族の絆】(主催:八幡市女性団体連絡協議会・共催:八幡市)  
プログラム 映画上映 「朝が来る」  
ちらし寿司・ケーキ販売、パネル展示



## 地域交流事業

教養・文化活動やレクリエーション等を通して参加者相互の交流を深め、さまざまな人権問題に対する理解と認識を高めることを目的とした人権学習総合講座を開催しました。

### <本年度開催講座>

#### 八幡人権・交流センター

夜間パソコン・大人のバレエストレッチ・ソフトヨガ・椅子ヨガ・リフレッシュ体操・癒しのヨガ・夜間パワーヨガ・大人のぬり絵・フラワーアレンジメント・クラフト・紅茶・ペン字・和の手芸・季節の切り絵・子育て広場「のびのび」等



#### 有都交流センター

健康体操・切り絵・椅子ヨガ・フラワーアレンジメント・手話・布ぞうり・英会話





## デイサービス事業



高齢者を対象に、介護予防や住民相互の交流を図るため、委託先の NPO 法人やわた人権・福祉ネットやボランティアの皆さんの協力を得て、毎月1回（日曜日・午前10時から）、デイサービスを開催しています。本年度のデイサービスでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として、給食サービスは引き続き弁当配布とし、健康チェック（血圧測定）、健康体操や手工芸（折り紙で小物入れ作り、人形作り）等を実施しました。

※参加ご希望の方は、センターへ事前にお問合せください。  
※給食の調理や運営等のボランティア・スタッフを随時募集しています。

\*八幡人権・交流センター 電話 981-3127



## 平和推進事業

平和の尊さの啓発を進めるため、八幡市非核平和都市推進協議会（ピース八幡）とともに、平和の折り鶴事業等を行いました。

### 「平和の折り鶴の募集」7/1(金)～29(金)

市民の皆さんや市内各施設のご協力で、平和の願いを込めて折られた「平和の折り鶴」が、約54,000羽集まりました。



### 「平和大使派遣」8/5(金)～6(土)

市内中学生8名からなる平和大使を広島に派遣し、被爆体験者である語り部さんの話を聞き、平和記念式典に参加するなど、平和の大切さを学んでもらいました。

**八幡人権・交流センター 人権学習総合講座**

**ガラス教室：「モザイクアート」**

**受講者募集**

**エコ・ポート長谷山が八幡へやってくる！**

カラフルなリサイクルガラスで、オリジナルのモザイクアートを作ってみませんか。

日程：3/11(土) 午前9時30分～11時30分【1回】  
「ぶどう」または「さかな」 ※当日お選びいただきます





参考作品

会場：八幡人権・交流センター 会議室  
定員：10名  
受講対象：市内在住または在勤の成人（高校生除く）  
費用：材料費500円（当日徴収）  
講師：城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 住民スタッフの会「ECOフレンズ」さん  
持ち物：持ち帰り用袋  
申込：2月1日(水)から **先着順** ※定員になり次第締切り  
八幡人権・交流センターの窓口又は  
電話（981-3127）でお申込みください。

※内容・日程等は都合により変更する場合がございます。



## 各種相談事業

人権相談、女性相談（一般・専門相談）や生活・育児・教育・就職相談等に応じています。相談は無料です。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

**人権相談** ※時間はいずれも午後1時～4時

\*人権擁護委員が相談に応じます。

◎毎月第2・4月曜日（面接・電話）

（祝日の場合は翌週開催）電話 981-3127

◎偶数月の第3火曜日（面接）場所\*生涯学習センター

**女性相談**

◎一般相談（面接・電話）

**女性相談直通・電話 983-1784**

日時：月～金曜日（祝日除く）

午前10時～正午・午後1時～4時

◎女性専門相談（面接）※事前要予約 電話 983-1784

\*フェミニストカウンセラーが相談に応じます。

日時：毎月第2・4木曜日（祝日の場合は翌日開催）

午後1時30分～4時30分



## 就労促進対策事業

ハローワークから届く週刊求人情報の提供を行っています。

また、就職につながる技能習得を目的としたパソコン集中講座（ワード2019・エクセル2019基礎）を年2回開催しています。

①10月11日(火)～14日(金)

②3月7日(火)～10日(金)



八幡市就労促進対策事業のご案内

**「ワード」・「エクセル」の基礎習得をめざそう！**

### パソコン集中講座

就職につながる技能を身につけるために、就労促進対策の一環として、「パソコン集中講座」を開催します。

日程 3/7(火)～3/10(金) ※4日間連続講座

(A) ワード 2019 基礎講座 午前9時～正午

(B) エクセル 2019 基礎講座 午後1時～4時

※(B)の最終日は、パワーポイント 2019 基礎講座を行います。

会場 八幡人権・交流センター 1階パソコン室

定員 各講座6名 ※定員を上回る場合は抽選します。

対象者 市内在住者（就職活動や活動予定のある方）※高校生除く

受講料 無料 教材費 各講座500円

講師 シルバー人材センターの皆さん

★申込方法★

2月1日(水)～2月9日(木)までに、下記申込先の窓口又は、電話・FAXでお申込みください。（郵送不可）

＜申込必要事項＞

①郵便番号・住所 ②氏名（ふりがな） ③年齢

④電話番号 ⑤就職活動の有無

⑥参加講座（下記のA・B・Cから選択）

(A) ワード講座のみ

(B) エクセル講座のみ

(C) ワード・エクセル講座両方



◎申込先 八幡人権・交流センター「パソコン集中講座」係  
電話 981-3127 FAX 983-4545

【八幡市 市民生活部 人権政策課】

八幡人権・交流センター 〒614-8073 八幡市八幡軸63番地 電話 981-3127・FAX 983-4545

有都交流センター 〒614-8147 八幡市下奈良今里17番地 電話・FAX 982-2930

# ヘイトスピーチ解消法

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチが社会的な問題となっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。八幡市では、この法律の趣旨を踏まえ、差別解消のため、国や京都府等と連携を図りながら、引き続き取組を進めてまいります。

## ●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律〔平成28年法律第68号〕

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽(せん)動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

#### 第一条

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

#### (定義)

#### 第二条

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

#### (基本理念)

#### 第三条

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

#### 第四条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第二章 基本的施策

#### (相談体制の整備)

#### 第五条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に対応するとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に対応するとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

#### (教育の充実等)

#### 第六条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

#### (啓発活動等)

#### 第七条

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## 八幡人権フェスタ 2022

12月3日(土)に人権週間(12/4~10)の取り組みの一環として、「八幡人権フェスタ2022」を八幡人権・交流センターで開催しました。



1部(午前)では京都府人権啓発イメージソングの作詞者である鮎川めぐみさんとX+(えくすと)さんのトーク&歌と、映画「SING/シング：ネクストステージ」の上映会を行いました。

2部(午後)では、八幡市小・中学生人権啓発ポスターコンクール表彰式のあと、徳島文理大学教授の八幡和郎さんに、「本当は恐ろしかった江戸時代～身分や男女の差別は厳格に・環境重視も嘘」と題してご講演いただきました。

### 第26回

### 八幡市小・中学生人権啓発ポスターコンクール

人権尊重の明るいまちづくりを進めるために、絵画と言葉で表現する「人権啓発ポスター」を市内の小・中学生から募集しました。応募総数802点から、市長賞(啓発標語)に長柄 萌葉(ながらもえな)さん(男山中学校2年)の作品「みとめ合うって素敵だね」が選ばれました。

八幡市、八幡市教育委員会、八幡市人権教育推進協議会では、受賞作品を人権尊重のまちづくりに役立てます。



## 八幡人権・交流センター

〒614-8073

八幡市八幡軸 63 番地

電話 981-3127

FAX 983-4545

<開館時間>

平日 8:30~20:00

土曜日 8:30~正午

(日曜・祝日・年末年始は休館)

※2023年4月1日より

平日の開館時間が

20:00 から 17:15 に変更となります



☆「コミュニティバスやわた」をご利用の場合 ☆  
「あさひ公園前」下車(徒歩3分)

☆ 公共交通機関をご利用の場合 ☆

京阪電車 石清水八幡宮駅・樟葉駅から  
京阪バス 32「広門」下車(徒歩3分)

※センターへの来館は、公共交通機関の利用を優先してください。